

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度及び企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、新産業創出等推進事業促進計画に係る措置の対象となる新産業創出等推進事業のうち廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野に関する産業の集積に特に資する事業の範囲を定める。（第三条の二、第三条の三、第六条の二、第六条の三関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この省令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）